

越生町多子世帯向け住宅取得支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本町におけるコロナ禍の将来に不安を抱える子育て世帯に対して、多子世帯における子育てしやすい住環境の整備を促進することにより、希望する数の子どもが持てる環境づくりを図るため、新たに住宅を取得する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、越生町補助金等交付規則（昭和54年規則第8号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住とは、町に居住する意思を持った者が、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定による越生町の住民基本台帳に記録（以下「住民登録」という。）され、かつ、当該住所地を生活の本拠とすることをいう。
- (2) 多子世帯とは、補助金の交付を申請した日において、同一世帯内に18歳未満の子ども（出産予定であることが母子健康手帳等で確認でき、出生後に同居する予定の子どもを含む。）を3人以上扶養し、かつ、その子どもと同居している世帯。
- (3) 住宅とは、町内において専ら居住の用に供される家屋又は居住及びその他の用に供される家屋及びマンション（補助対象世帯の専有部分のみを補助対象とする。）とする。
- (4) 新築住宅とは、前号に規定する住宅のうち、新たに建築した住宅をいう。
- (5) 建売住宅とは、第3号に規定する住宅のうち、販売を目的として新たに建築された住宅をいう。
- (6) 中古住宅とは、第3号に規定する住宅として使用されていた住宅をいう。
- (7) 住宅取得とは、前3号に規定する住宅を取得することをいう。
- (8) 住宅取得日とは、住宅取得し引き渡しを受けた日をいう。
- (9) 転入者とは、越生町以外の市区町村に住民登録されている者で、町での住宅取得に伴い住民登録した者をいう。
- (10) 在住者とは、住宅取得日において、町内に住民登録されている者をいう。

(補助対象世帯)

第3条 越生町多子世帯向け住宅取得支援補助金（以下「補助金」という。）の交付対象となる世帯（以下「補助対象世帯」という。）は、3年以上定住することを目的に住宅取得し、かつ、住宅取得時点で夫婦ともに45歳未満の多子世帯とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する世帯は、補助対象世帯から除外する。

- (1) 前条第1項第8号で規定する住宅取得日がこの要綱の施行日前である世帯
- (2) 100万円未満の住宅を購入した世帯
- (3) 住宅の建設に関し、移転補償を受ける世帯
- (4) 世帯員のいずれかに町税の滞納がある世帯
- (5) 3親等以内の親族から住宅取得する世帯
- (6) この要綱の規定による補助金の交付を受けている世帯
- (7) 世帯員のいずれかが越生町暴力団排除条例（平成24年越生町条例第24号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者である世帯
- (8) その他町長が適当でないと認めた世帯
（補助金の額等）

第4条 補助金の額は、別表のとおりとする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、住宅取得日から1年以内に越生町多子世帯向け住宅取得支援補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) 世帯全員（18歳未満を除く）について、次に掲げる書類
 - ア 在住者の場合は、交付申請日の属する年度を含め3年分の町税に滞納がないことが確認できる書類
 - イ 転入者の場合は、住民登録前の市区町村税に交付申請日の属する年度を含め3年分に滞納がないことが確認できる書類
- (2) 引き渡し日が確認できる書類
- (3) 工事請負契約書（新築住宅の場合）又は売買契約書（建売住宅及び中古住宅の場合）の写し
- (4) 代表申請者選任届（2名以上が共有で住宅の所有権を持つ場合）（様式第2号）
- (5) 誓約書（様式第3号）
- (6) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査及び必要に応じて現地調査を行い、適当であると認めるときは、補助金の交付決定及びその額を確定し、越生町多子世帯向け住宅取得支援補助金交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第7条 前条の規定による通知を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、当該通知があった日から30日以内に越生町多子世帯向け住宅取得支援補助金交付請求書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第8条 町長は、前条の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の返還等)

第9条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すものとする。この場合において、補助金が既に交付されているときは、期限を定めて、交付決定者に返還を命じるものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱に違反していることが認められたとき。
- (3) 交付決定者とその世帯全員が補助金の交付日から起算して3年以内に町外に転出したとき。
- (4) 交付決定者が補助金の交付日から起算して3年以内にその住宅を譲渡し、又は、貸し付けたとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、越生町多子世帯向け住宅取得支援補助金交付決定取消通知書(様式第6号)により、交付決定者に通知するものとする。

3 町長は、第1項の規定により、補助金の返還を命じるときは、越生町多子世帯向け住宅取得支援補助金返還命令書(様式第7号)により、交付決定者に通知するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

種類	内訳	補助金額
定額	新築・建売住宅	50万円
	中古住宅	30万円
加算	18歳未満の子ども1人につき	5万円

注) 加算については、住宅取得日において、申請者の世帯員で、住民登録する者又はされている者のうち、18歳未満の子ども1人当たり（出産予定の子は含まない）に対し行う。